

## 「安倍改憲」の解剖

——「条文イメージ（たたき台素案）」の研究——

金子 勝

### はじめに

安倍晋三内閣総理大臣が牽引し、今日、「妄動改憲」化している「安倍改憲」は、「アメリカと天皇を戴く『戦争国家』をもつ日本国を作ろうとする改憲である。

「安倍改憲」の源流は、自由民主党が二〇一二年四月二七日に決定した「日本国憲法改正草案」であり、この「日本国憲法改正草案」と「安倍改憲」を求めたものは、二二世紀の「日米安全保障条約」体制であった。

二二世紀の「日米安全保障条約」体制とは、一九六〇年六月二三日発効の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（一九六〇年日米安全保障条約）と、二〇〇六年六月二九日に発表された日米共同文書「新世紀の日米同盟」<sup>1)</sup>を合体させて作られた「日米安全保障条約」体制のことである。

(単位: 億ドル)

2015年		2016年		2017年	
GDP 額	シェア (%)	GDP 額	シェア (%)	GDP 額	シェア (%)
180,366	24.3	187,071	24.6	194,853	24.2
111,584	15.0	111,910	14.7	122,377	15.2
43,830	5.9	49,492	6.5	48,724	6.0
33,636	4.5	34,951	4.6	36,932	4.5
28,580	3.8	26,592	3.5	26,312	3.2
24,189	3.2	24,651	3.2	25,824	3.2
17,725	2.3	17,928	2.3	20,555	2.5
18,215	2.4	18,691	2.4	19,438	2.4
21,162	2.8	22,700	2.9	25,756	3.1
741,768		758,401		805,055	

刊)・116-123頁。同『世界国勢図会 2017/18』(2017年9月刊)・116-

「一九六〇年日米安全保障条約」は、次のような主要な要素で構成されている。

(1) 日本国のアメリカへの経済協力(第二条)、(2) 日本国とアメリカは、それが、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認めて、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共同で武力行動を行う。その場合、国際連合・安全保障理事会に、受けた武力攻撃とそれに対する武力行動の結果を報告しなければならない。そして、安全保障理事会が、その武力攻撃に対する対処措置を執ったときは、当該武力行動措置は終

止しなければならない(第五条)、(4) 日本国の米軍基地設置義務(第六条)、(5) 「一九六〇年日米安全保障条約」の対象範囲(戦域)は、「極東」〔南千島を含む日本国と大韓民国と台湾とフィリピンを含む地域〕(第六条)、(6) 在日米軍の取り扱いは、国会が関与しない別個の行政協定及び取極で定める(第六条)、(7) 「一九六〇年日米安全保障条約」の終了は、一九七〇年六月二三日以後は、日米両国のいづれかの一方的通告で、その通告後一年で成立する(第一〇条)。

次に、「新世紀の日米同盟」は、次のような主要な要素で構成されている。

第一表 各国の国内総生産（GDP）額

国名	2012年		2013年		2014年	
	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)
アメリカ合衆国	161,552	21.7	166,631	21.8	173,480	22.2
中華人民共和国	84,714	11.4	95,184	12.4	104,305	13.3
日本国	59,572	8.0	49,195	6.4	46,024	5.8
ドイツ連邦共和国	35,396	4.7	37,453	4.9	38,682	4.9
イギリス王国	26,304	3.5	27,122	3.5	29,888	3.8
フランス共和国	26,814	3.6	28,102	3.6	28,291	3.6
ブラジル連邦共和国	24,131	3.2	23,920	3.1	23,465	3.0
イタリア共和国	20,746	2.7	21,335	2.8	21,411	2.7
インド	18,692	2.5	19,360	2.5	20,549	2.6
GDP世界総額	742,218		761,763		780,370	

（出所）公益財団法人・矢野恒太記念会編集＝発行『世界国勢図会 2016/17』（2016年9月123頁。同『世界国勢図会 2019/20』（2019年9月刊）・102-109頁。

(1) 「一九六〇年日米安全保障条約」の対象範囲（戦域）を、「地球的規模」に拡大する。従って、「一九六〇年日米安全保障条約」は、「地球的規模での協力のため」の「日米同盟」（対米日属の米国至上主義型米日核軍事・経済同盟）に転化する、(2) 「地球的規模での協力のため」の核軍事同盟の内容は、二〇一五年四月二七日に決定された「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」<sup>2</sup>が示しているように、アメリカによる世界政治の支配化のために、世界中（宇宙を含む）で核を用いる侵略戦争を展開する同盟である。世界最大の経済力（「第一表」参照）と軍事力（「第二表」参照）を持つアメリカに侵略戦争を仕掛ける国は存在しないからである、(3) 「地球的規模での協力のための経済同盟」の内容は、「新世紀の日米同盟」によれば、「互恵的な二国間経済関係を更に深化させ、地域や世界の経済問題に関する協力を強化するための方策を採っていく」となっている。アメリカによる世界経済の支配化のために、世界中で経済戦争を展開する同盟である。

「日米安全保障条約」の本質は、(1) 日本国を対米従属国に縛り付けておく鎖であり、(2) 日本国の国力と企業をアメリカ

(単位: 億ドル)

2016年		2017年		2018年	
軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)
6,044	40.1	6,027	39.0	6,432	38.6
1,450	9.6	1,504	9.6	1,682	10.0
568	3.7	766	4.9	829	4.9
466	3.0	456	2.9	453	2.7
524	3.4	507	3.2	561	3.3
472	3.1	486	3.1	533	3.1
473	3.1	460	2.9	472	2.8
382	2.5	417	2.6	456	2.7
510	3.3	524	3.3	578	3.4
223	1.4	228	1.4	248	1.4
15,041		15,569		16,660	

含めている NATO 加盟国 (㊞印) の方式に換算すれば、日本国の軍事

ledge, 2016, pp. 484-490. The International Institute for Strategic Studies for Strategic Studies, The Military Balance 2018, Routledge, 2018, 2019, Routledge, 2019, pp. 513-518.

資本主義の発展のために利用しようとするところに、また、(3)日本国の国力と国民をアメリカの侵略戦争に動員しようとするところにある。

二一世紀の「日米安全保障条約」体制は、(1)一九九〇年代初頭から展開されたアメリカ発の「グローバリゼーション」(globalization 経済の地球規模化)という現代帝国主義<sup>(3)</sup>のイデオロギー (ideologie 観念形態) に基づいて世界中に進出しているアメリカの独占資本の多国籍企業と投資機関の投機マネーの権益を守るために、及び、(2)アメリカに代って二一世紀の「覆権国家」になろうと台頭してきた二〇〇一年二月一日の世界貿易機関への加入を画期として)中国に対処するために形成されたものである。

二一世紀の「日米安全保障条約」体制は、(1)日本国の対米従属の全面化を徹底させ、(2)世界中で侵略戦争と経済戦争(外国の経済を破滅させる闘争)を展開する米国至上主義型米日核軍事・経済同盟体制を成立させることにより、世界一凶暴な「核軍事・経済同盟条約」体制となった。

二一世紀の「日米安全保障条約」体制は、その

第二表 各国の軍事支出額

国名	2013年		2014年		2015年	
	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)
アメリカ合衆国 <sup>①</sup>	6,333	39.0	6,034	36.9	5,975	38.2
中華人民共和国	1,158	7.1	1,311	8.0	1,458	9.3
サウジアラビア王国	670	4.1	807	4.9	818	5.2
ロシア連邦	660	4.0	644	3.9	516	3.3
イギリス王国 <sup>②</sup>	580	3.5	614	3.7	562	3.5
フランス共和国 <sup>③</sup>	523	3.2	520	3.1	467	2.9
日本国	487	3.0	461	2.8	410	2.6
ドイツ連邦共和国 <sup>④</sup>	441	2.7	431	2.6	366	2.3
インド	418	2.5	464	2.8	479	3.0
イタリア共和国 <sup>⑤</sup>	252	1.5	244	1.4	215	1.3
世界軍事支出総額	16,213		16,313		15,633	

(註) 日本国の軍事費には、海上保安庁費・旧軍人恩給費が含まれていないので、それらを費は、その1.5倍の額になる(1980年3月22日付「読売新聞(朝刊)」参照)。

(出所) The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2016, Routledge, The Military Balance 2017, Routledge, 2017, pp. 553-559. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2018, Routledge, 2018, pp. 502-508. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance

全開のために、アメリカに従属して、アメリカと共に、アメリカの国益(アメリカの国家と多国籍企業と投機マネーの利益のこと)のために、①集団的自衛権と海外侵略用基地を用いて、世界中で侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使を實行する、或いは、②世界中で経済戦争を實行する日本国(「安保」の国)を要求している。この要求は、日本国の国家と多国籍企業と投機マネーにとつて、利益となる。この要求を實現しようとすれば、平和の団塊であり・護憲の団塊である日本国憲法を全面的に破壊しなければならない。そこで、自由民主党は、内閣が憲法改正権(改憲案起草権・改憲案国会提出権・改憲発議権)を有しないこと(憲法第九六条第一項)を踏まえて、日本国憲法を全面的に破壊する内容の「日本国憲法改正草案」を作成(二〇二二年四月二十七日決定)した。「日本国憲法改正草案」は、次のようなことを實現しようとしている。

第一に、「天皇を戴く国家」をもつ日本国にする(前文)ために、天皇を「元首」(対外的には、国家の代表、対内的には、行政権の実質的又は名目的な長)、且つ、「象徴」にして(第一条)、日本国を「『天皇』共同体」(天皇のもとに集結する集団)にしようとしている。

第二に、「戦争の放棄」を放棄して、国防軍を作り、その国防軍が、あらゆる武器を保有・行使して、自衛の名で、あらゆる戦争とあらゆる武力による威嚇及び武力の行使ができるようにしている。また、その国防軍が、国際平和のためという理由での武力活動をできるように、反アメリカ・反国家・反大企業運動を弾圧できるようにしている。憲兵(軍事警察)・軍事法廷・軍事監獄、軍機保護法を作れるようにしている(第九条・第九条の二)。

第三に、徴兵(兵役強制)・徴用(労働強制)・徴発(物品取り立て強制)ができるようにしている(「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守(る)」という規定を設置している。前文)。

第四に、国防軍がアメリカ軍に統率される存在であることを定めている(国防軍は、戦争する場合、「国会の承認その他の統制に服する」の規定を設置している。「その他の統制」が、アメリカ軍の統制である。第九条の二・第二項)。

第五に、国家と軍隊と戦争の必要によって制限・剥奪される基本的人権を設置している(「公益及び公の秩序に反しない」限りでの自由及び権利の保障の規定を設置している。第十二条)。

第六に、内閣総理大臣に国防軍の直の最高指揮官の地位を与え(第九条の二・第一項)、また、衆議院の無条件の解散権を与えて(第五十四条第一項)、大統領的内閣総理大臣を作り、国会を内閣総理大臣の従属機関にして、国防軍で威嚇する内閣総理大臣専制型統治機構を作ろうとしている。従って、裁判所も、最高裁判所の裁判官を任命する内閣(第七十九条第一項)を統率する内閣総理大臣の従属機関となる(「権力分立制」の放棄)。

第七に、国に政党の指導権を付与して(第六十四条の二)、政党を抹殺できるようにしている。

第八に、国と地方自治体の協力を義務化して（第九十三条第三項）、地方自治体のもつ団体自治を否定する方法で、「地方自治」を名目的なものにしようとしている。

第九に、侵略・内乱・自然災害等の急いで対処しなければならない事態（緊急事態）が生じたとき内閣総理大臣が判断した場合、内閣総理大臣は、閣議にかけて、「緊急事態の宣言」を発することができるようにしている（第九十八条第一項）。

「緊急事態の宣言」が発せられると、(1)内閣は、法律と同一の効力を有する政令（緊急政令）を制定できる（第九十九条第一項）。国会は、開会していても、立法権を内閣に奪われてしまう。内閣は、憲法を停止する政令を制定できる。内閣専制が可能となる。(2)内閣総理大臣は、財政上必要な支出その他の処分を行うことができる（第九十九条第一項）。国会のもつ財政処理権（第八十三条第一項）が内閣総理大臣に奪われて、内閣総理大臣の恣意的な財政処理が可能となる。(3)内閣総理大臣は、地方自治体の長に対して、必要な指示をすることができる（第九十九条第一項）。地方自治は休止となる。(4)内閣は、緊急政令を以て、基本的人権に統制を加え、或いは、「戒厳令」を発することができる（第九十九条第三項）。

「戒厳令」とは、軍が立法権・行政権・司法権を手中にして、国や地域を統治すること（戒厳）の宣言であるが、戒厳が宣言されると、軍事独裁が実行され、国民主権とそれに基づく民主主義の制限・剝奪（国会・内閣・裁判所の休止・廃止、選挙の休止・廃止、政党・団体の活動停止・解散）が行われる。また、基本的人権と地方自治の制限・剝奪が行われる。軍による民衆虐殺や裁判なしの死刑も行われる。

緊急事態を設置して、憲法を停止できるようにしようとしている。

第十に、憲法改正の発議を、衆議院と参議院の総議員の過半数の賛成でできるようにしている（第百条第一項）。

改憲の安直化を実現しようとしている。

第十一に、国民に憲法尊重義務を課して(第百二条第一項)、国民を当該憲法とそれに基づく憲法政治に縛りつけようとしている。

第十二に、天皇と摂政(天皇の代行機関)を憲法擁護義務から解放している(第百二条第二項)。天皇神聖不可侵を確立しようとしている。

第十三に、アメリカと天皇を戴く「戦争国家」・「独裁国家」をもつ日本国(「安保」の国)を作ろうとしている(前文・第九条・第九条の二・第十二条・第五十四条第一項・第六十四条の二・第九十三条第三項)。

ところが、国会法は、「議員が日本国憲法の改正案(以下「憲法改正案」という。)の原案(以下、「憲法改正原案」という。)を発議するには」、「衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する」(第六八条の二)とした上で、「前条の憲法改正原案の発議に当たつては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする」(第六八条の三)と定めている。これを受けて、「日本国憲法の改正手続に関する法律」は、「投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限る」(第四七条)としているので、区分された憲法改正案が複数ある場合は、国民の投票は、その原案一つ一つに対して、一つ一つ順々に行われることが想定される。そうになると、一度で、日本国憲法の全体を改めることになる多数の区分された憲法改正案についての投票を行うことは、不可能なので、日本国憲法の全体を改めるためには、何度かの国民投票を行わなければならない。

そこで、安倍内閣総理大臣は、二二世紀の「日米安全保障条約」体制の全開のために、一度の国民投票で投票が可能と考えられる数の区分された憲法改正案を揃えて、歴史的な一回目の改憲を実現しようと、名譽欲をたぎらせ



て、二〇一七年五月三日、「日本国憲法改正草案」の基本原則を受け継ぐ「安倍改憲」を提起した。<sup>(6)</sup>

「安倍改憲」の内容は、(1)二〇二〇年を新しい憲法が実施される年にしたい、(2)自衛隊の存在を合憲とするために、第九条の第一項と第二項をそのまま残し、自衛隊の記述を書き加える、(3)高等教育も、全ての国民に真に開かれたものとしなければならない、とするものであった。

「安倍改憲」の提起を受けて、自由民主党・憲法改正推進本部は、衆議院法制局・参議院法制局・憲法審査会事務局の協力のもと、四つの改憲項目の条文案を作成し、それを、同党総務会の議（二〇一八年三月二三日）を経て、二〇一八年三月二五日の自由民主党第八十五回党大会で提示した上で、三月二六日に、同本部の正式案と決定した。憲法改正推進本部が決定した四項目の改憲案は、自由民主党案として、「条文イメージ（たたき台素案）」の名で発表された。

四項目の「安倍改憲案」の内容は、(1)「自衛隊の明記」に関する改憲案、(2)「緊急事態対応」に関する改憲案、(3)「合区解消・地方公共団体」に関する改憲案、(4)「教育充実」に関する改憲案であり、何れも「日本国憲法改正草案」の基本原則を踏まえた内容となっている。

四項目の改憲案の内容は、「第三表」の通りである（「日本国憲法改正草案」と「日本国憲法」との対比で紹介する）。四項目の安倍改憲案は、何を狙って作られたのであろうか。

## I 「安倍改憲案」の解剖

四項目の「安倍改憲案」を分析すれば、各改憲案についての次のような本質を析出することができる。

第三表 「条文イメージ(たたき台素案)」と「日本国憲法改正草案」と「日本国憲法」の対照表

(ゴシック部分は改定部分)

日本国憲法改正草案	条文イメージ(たたき台素案)	日本国憲法
<p>(平和主義)</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p> <p>(国防軍)</p> <p>第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p>	<p>【自衛隊の明記】</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> <p>第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。</p> <p>② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p>	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> <p>(新設)</p>

<p>4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p>	<p>(領土等の保全等)          第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>

## (緊急事態の宣言)

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができ、

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態に推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えないこと、事前に国会の承認を得なければならぬ。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替へるものとする。

## 【緊急事態対応】

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

（緊急事態の宣言の効果）

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならぬ。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

第七十三条の二 大地震その他の異常

かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

（新設）

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

（新設）

<p>(地方自治の本旨) 第九十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。 2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。</p>	<p>(選挙に関する事項) 第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。 い。</p>
<p>第九十二条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</p>	<p>〔合区解消・地方公共団体〕 第四十七条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。 参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。 ② 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p>
<p>第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</p>	<p>第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p>

【教育充実】

（教育に関する権利及び義務等）  
 第二十六条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。

3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（新設）

<p>(公の財産の支出及び利用の制限)</p> <p>第八十九条 公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。</p> <p>2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>
--	---	---



## (1) 「自衛隊の明記」に関する改憲案

「自衛隊の明記」に関する改憲案は、日本国憲法の第九条第一項・第二項をそのまま残した上で、新たに「第九条の二」を付加している。

「第九条の二」は、第一項の「前条（第九条の第一項と第二項のこと——引用者）の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」という規定と、第二項の「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」という規定で構成されている。

「第九条の二」を新しく設置するという形式は、第九条の第一項と第二項はそのまま残すという安倍内閣総理大臣の発言に偽りはないということを国民に示すための作為である。

肝腎の「第九条の二」の内容を検討すれば、第一に、「第九条の二」の第一項は、第九条の第一項と第二項を転覆させるためのものである。当該第一項が、「前条の規定は」、国家が「自衛の措置をとることを妨げず」、「そのための実力組織として」、「自衛隊を保持する」（傍点引用者）としているからである。

この規定が、なぜ、「第九条」を転覆させることになるのかと言えば、「第九条」は、「非戦・非武装・対話・永久平和主義」の立場に立っているからである。

「第九条」の「第一項」は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定め、第二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認め

ない」と定めている。

この「第一項」と「第二項」を歪めて解釈しなければ、次のようになる。

戦争という国家間・民族間等の対立当事者間における紛争解決のための相互戦闘行為は、「話し合い」(対話)で解決できない紛争を、武力を用いて解決しようとする闘争であるから、従って、「第一項」における「国際紛争を解決する手段として」の戦争には、侵害を排撃するための自衛戦争も、侵害を実行するための侵略戦争も、侵害を懲らしめるための制裁戦争も、含まれる。また、「国際紛争を解決する手段として」の武力(兵士と武器)による威嚇(自国・自民族等の目的を達成しようとして他国・他民族等を武力で脅すこと)及び武力(兵士と武器)の行使(自国・自民族等の目的を達成しようとして他国・他民族等に武力を向かわせること)には、自衛目的での武力による威嚇及び武力の行使も、侵略目的での武力による威嚇及び武力の行使も、制裁目的での武力による威嚇及び武力による行使も、含まれる。それ故、「第一項」のもとでは、如何なる形態の戦争も、如何なる形態の武力による威嚇及び武力の行使も、国権(国家の統治権≡主権)の発動行為として、永久に放棄されている。つまり、「非戦永久主義」が貫かれている。

次に、「第二項」のもとでは、「前項の目的を達するため」、即ち、すべての戦争とすべての武力による威嚇及び武力の行使の放棄を実現するため、(1)陸海空軍という戦力(戦争に用いることを第一義的目的として作られている一切の武装人間集団と一切の物理的イデオロギー [Ideologie 観念形態] 的実力のこと)とその他の戦力を保持しない、また、(2)国の交戦権は認めない、としている。

「その他の戦力」には、軍隊(外国でも・国内でも、人間を殺害し、土地や建物を破壊する武力組織)以外の、(a)軍需産業(兵器を生産する企業)とその製品(武器とその他の兵具)、(b)軍事企業(武力行動を販売する企業)とその保有

する兵士及び武器、㉓軍事研究・軍事教育、㉔軍の名前や形は持たないが、陸海空軍に相応する実力を有し、いつでも陸海空軍に転化できる武力組織（例えば、創設（一九五四年七月一日）時の自衛隊がこれに相当する）、㉕人間以外の軍隊（動物やロボットの軍隊）、㉖外国の軍隊（例えば、在日米軍）、㉗自他国の武器、㉘傭兵（お金で買った兵士などが含まれる）。

「交戦権」とは、国家の保有する戦争権のことであるが、具体的には、それは、㉙開戦権（「宣戦布告権」）・㉚講和権（戦争を終結し、平和状態を回復する権利）・㉛交戦国（戦争をしている国）の保有する戦闘権（攻撃権、占領地行政権、捕虜に対する権利、船舶の臨検・拿捕権など）で構成されている。

「第二項」においては、「戦力」の不保持による「非武装主義」と、「交戦権」の否認による「対話主義」が貫かれている。

「第九条」の根本原理とは、「非戦永久主義」（第一項）と「非武装主義」及び「対話主義」（第二項）に基づいて国際紛争を平和的に解決する道の実践であり、具体的には、国民と国家と自治体は、(1)如何なる戦争も・如何なる武力による威嚇及び武力の行使も実行しない（第一項）、(2)如何なる戦争のための如何なる実力（戦力）も・如何なる武力による威嚇及び武力の行使のための如何なる実力（戦力）も保持しない（第二項）、(3)如何なる戦争をする権能（交戦権）も・如何なる武力による威嚇及び武力を行使する権能（交戦権）も保有しない（第二項）、従って、個別的自衛権も・集団的自衛権も・集団的安全保障措置権も、保有も行使もしない、が根本原理となる。

「第九条」の道は、「非戦・非武装・対話・永久平和主義」に基づく「対話」による国際紛争解決の道のみである。

これに対して、歴代の内閣の「第九条」についての解釈は、継承されて活用されているものに限れば、次の通り

である。

(1)日本は、自衛権を有しているので、放棄した「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のことであるから、第九条第一項は、侵略戦争のみを放棄している。自衛のための任務を有する自衛隊は、憲法に違反しない<sup>(7)</sup>、(2)自衛権がある以上、自分の国の生存を守るだけの武力の行使は、国際紛争を解決する手段としての武力行使ではないので、当然自衛権の発動として許される<sup>(8)</sup>、(3)「戦力」とは、自衛のため必要な最少限度を越えるものであり、それ以下の実力の保持は、第九条第二項によって禁じられていない<sup>(9)</sup>、(4)陸海空の自衛隊というものは、あくまでも自衛のために必要な最少限度のものを持っているから、その範囲においては憲法に違反しない<sup>(10)</sup>、(5)保持しない戦力は、日本国の戦力を示し、在日米軍は米国の保持する軍隊であるから、「第九条」の関するところではない<sup>(11)</sup>、(6)「交戦権」とは、交戦国が国際法上戦時において認められている権利を総合するもの(攻撃権、占領地行政権、船舶の臨検・拿捕権等)である。自衛権に基づく武力の行使は、交戦権とは別のもので、憲法上認められる<sup>(12)</sup>、(7)日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生して、それから生じた日本の危機(日本の存立と国民の安全に対する危険)を、武力行使以外の方法で克服することができないと政府が判断した場合、集団的自衛権の必要最少限度の行使は許容される<sup>(13)</sup>、などである。

「第九条」(非戦・非武装・対話・永久平和主義)を拒否して「第九条の二」が実行する「自衛の措置」とは、安倍内閣総理大臣と自由民主党にとっては、安倍内閣が、自由民主党と公明党の協力を得て、二〇一四年七月一日に「閣議決定」を行った「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」<sup>(14)</sup>において述べられている次の行為のことである。即ち、それは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自

由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最少限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」。「我が国による『武力の行使』が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この『武力の行使』には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである」と述べている。従って、日本国に武力攻撃が加えられた場合に、「自衛権」（別称「個別的自衛権」）を行使して『武力の行使』を行うことが、また、他国に対する武力攻撃が発生し、日本国と国民に危機が生じた場合に、「集団的自衛権」を行使して（この集団的自衛権の出現によって、従来の自衛権は、個別的自衛権と言われるようになった）、『武力の行使』を行うことが、「自衛の措置」ということになる。

「安倍内閣」以前の歴代の内閣の「自衛権」の解釈は、日本は、個別的自衛権と集団的自衛権を有しており、個別的自衛権の必要最少限度の行使は可能であるが、日本に対する攻撃がないにもかかわらず、他国に対する攻撃があった場合に、その攻撃を加えた国に日本が攻撃を行う集団的自衛権の行使は許され<sup>15</sup>ない、である。

現代の国際法上の権利である「個別的自衛権」と「集団的自衛権」は、国際連合憲章「第五一条」の「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の個々の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保

障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」という規定を根拠とするもので、一時の限定的な権利である。

「個別的自衛権」の国際法的定義は、「外国からの違法な侵害に対し、自国を防衛するため、緊急の必要がある場合、それを反撃するために武力を行使しうる権利であつて、それが緊急やむをえないものであり、また、侵害の程度と均衡を失しないものである場合には、違法性を阻却され、国際法上合法的なものとされている<sup>(16)</sup>」という権利である。

「集団的自衛権」の国際法的定義は、学説や国際司法裁判所の一九八六年六月二七日の所謂「ニカラグア事件」判決を踏まえれば、次のようになる。それは、(1)自国が武力攻撃を受けていなくても、(2)武力攻撃を受けた国によるその旨の表明とその国からの援助の要請があれば、(3)自国に危機がなくても、自国が武力攻撃を受けたとみなして、(4)他国に武力攻撃を加えている国に武力攻撃を加えることができる、という権利である。

自国が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、他国を武力攻撃するのは侵略であるから、集団的自衛権の本質は、その権利を要請する側から見れば、援助を求める権利であるが、その権利の要請を受ける側からすれば、侵略する権利である。従つて、集団的自衛権は、自国を守ること・国民を守ることと無関係に行使できる権利である。「第九条」があつても、国家が個別的自衛権と集団的自衛権を行使して、「自衛の措置をとること」を「妨げ(ない)」と規定することは、「第九条の二」を設置した狙いが、「第九条」の条文が存在しているのみのものとするところであることを示している。この規定は、法の世界に存在する『後法は前法を廃する』(ラテン語 *Lex posterior derogat legi priori*) の法原理を用いて作られたもので、「第九条の二」(後法)に「第九条」(前法)を飲み込ませよ

うとするものである。

続いて、「第九条」があっても、国家が「自衛の措置」をとるための「実力組織として」の「自衛隊を保持する」と規定することは、「第九条の二」を設置した狙いが、「第九条」の条文を存在しているもののみとすることであることを示しており、「第九条の二」（後法）に「第九条」（前法）を飲み込ませようとするものである。

国家が保持する「実力組織」としての「自衛隊」とは、「軍隊」としての「自衛隊」という意味である。

これまで、歴代の内閣と自由民主党は、「戦力」とは、自衛のため必要な最少限度を越える実力のことであり、自衛隊は、自衛のため必要な最少限度の実力であるから憲法違反でないとの立場を取ってきた。

「第九条の二」は、「自衛のため必要な最少限度の実力組織」としての「自衛隊」という表現ではなく、「実力組織」としての「自衛隊」という表現にしている。

「実力」とは、戦力、武力を意味する言葉であり、「実力組織」という表現の中には、自衛のため必要な最少限度の実力という制約は存在しないから、自衛のため必要な最少限度を越える実力も含まれる。従って、「実力組織」としての「自衛隊」とは、「軍隊」としての「自衛隊」という意味になる。

軍隊とは、対内外で、人間を殺害し、土地や建物を破壊する実力（武力）組織である。そのような行為をする実力組織は、どんなに小さくても、国際社会では、軍隊の取り扱いを受けている。

自衛隊を、軍隊を意味する自衛軍や国防軍などの名称に変えたら、第九条の第一項と第二項をそのまま残すという改憲方式は成り立たなくなるので、自衛隊という概念を用いて自衛隊を軍隊と位置づけるために、このような方式を採用したと考えることができる。

自衛隊が軍隊となれば、第九条の第二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」の規定は、条文とし

て存在しているだけのものとなる。

なお、自由民主党・憲法改正推進本部が、二〇一九年二月に作成した「日本国憲法改正の考え方」『条文イメージ(たたき台素案)』Q & A」は、自衛隊を憲法に明記するのは、「『自衛隊違憲論』を解消するため」で、「9条の下で構築されてきたこれまでの憲法解釈についても全く変えることなく」、「今の自衛隊をそのまま憲法に位置づけるものであって、徴兵制を導入するようなものではなくありません」(二頁・三頁)と述べている。

確かに、「今の自衛隊をそのまま憲法に位置づける」ということの証として、「法律の定めるところにより」という言葉を置いて、「自衛隊を保持する」と明記している。

しかし、「今の自衛隊をそのまま憲法に位置づける」というのは、自衛隊を軍隊とした点については、正しいが、他の点で「嘘」をついている。

自衛隊法によれば、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」(第七条)となっている。しかし、改憲案の「条文イメージ(たたき台素案)」は、「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」(第九条の二・第一項)としている。

「今の自衛隊をそのまま憲法に位置づける」と言うのであれば、「内閣を代表して最高の指揮監督権を有する内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」としなければならぬのに、改憲案は、それを改めて、内閣総理大臣が、単独で・直接に自衛隊を「指揮監督する」にしている。従って、憲法に取り入れられた自衛隊は、内閣総理大臣の一存で動く内閣総理大臣専用の自衛隊となる。今の自衛隊とは似つかぬ自衛隊となる。

「第九条の二」は、自衛隊を軍隊とするための装置であるが、それは、今の自衛隊の実体を模写したものである。今の自衛隊の実体を探れば、自衛隊法は、自衛隊の任務を次のように規定している。



### 第三条（自衛隊の任務）

第一項 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

第二項 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当らない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

第一号 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

第二号 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

第三項 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

この自衛隊の任務は、安倍内閣が、自由民主党と公明党の協力を得て作成し、二〇一四年七月一日に閣議決定とした国家に集団的自衛権の行使権を認める文書「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に基づいて、安倍内閣と自由民主党と公明党が、「平和安全法制整備法」<sup>19</sup>と「国際平和支援法」という侵略戦争法を強行採決で二〇一五年九月一九日に制定したことによって、生まれたものである。

自衛隊が任務として行うことができるようになった軍事的活動の内容を見てみると、次のようになるが、そこに

は、自衛隊が軍隊であることが如実に示されている。

その実証を行えば、先ず、「平和安全法制整備法」(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律)、一〇本の法律を改定した一括法の一環である「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」によれば、自衛隊は、(1)我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(武力攻撃事態、第二条第一号・第二号)が生じた場合において、(2)我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる(第九条第二項第一号・ロ)時、(3)事態に応じ合理的に必要な手段がなく、事態となつている。

「武力攻撃事態」における場合の武力を行使できる根拠は、「個別的自衛権」である。

「個別的自衛権」とは、従来の「自衛権」の新たな呼び名である。国際連合憲章(第五条)で「集団的自衛権」が生まれてから、「自衛権」をそう呼ぶようになった。

自衛隊は、「個別的自衛権」を行使して自衛戦争を行うことのできる武力組織である。

また、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」によれば、自衛隊は、(1)我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態(存立危機事態、第二条第四号)が生じた場合において、(2)我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる(第九条第二項第一号・ロ)時、(3)事態に応じ合理的に必要なと

判断される限度において、武力を行使する（第三条第四項）、となっている。

「存立危機事態」における場合の武力の行使ができる根拠は、「集団的自衛権」である。

自衛隊は、「集団的自衛権」を行使して侵略戦争を行うことのできる武力組織である。

更に、「平和安全法制整備法」の一環である「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」によれば、(1)我が国は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、国際連合平和維持活動、国際連合平和安全活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行う（第一条）、(2)国際平和協力業務（(1)の活動のための業務のこと、第三条第五号）の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない（第二条第二項）、(3)派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、小型武器を使用することができる（第二十五条第一項）、となっている。

同法によれば、国際連合平和維持活動とは、国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるもののうち、次に掲げるものをいう。次に掲げるものとは、イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会

又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関。以下同じ。及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動。口武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動。ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動(第三条第一号)、である。

国際連携平和安全活動とは、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、別表第一に掲げる国際機関(国際連合・国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの・国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関(例えば、アフリカ連合、東南アジア諸国連合——引用者)又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの——引用者)が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関(総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局——引用者)のいずれかの支持を受けたものに限る。)に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であって、二以上の国の連携により実施されるものうち、次に掲げるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。)をいう。次に掲げるものは、国際連合平和維持活動における次に掲

げるもののイ・ロ・ハと、同じもの（第三条第二号）、である。

人道的な国際救援活動とは、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び第六号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう（第三条第三号）、である。

別表第二に掲げる国際機関とは、一 国際連合、二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるもの（イ 国際連合難民高等弁務官事務所。ロ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関。ハ 国際連合児童基金。ニ 国際連合ボランティア計画。ホ 国際連合開発計画。ヘ 国際連合人口基金。ト 国際連合環境計画。チ 国際連合人間居住計画。リ 世界食糧計画。ヌ 国際連合食糧農業機関。ル 世界保健機関）その他政令で定めるもの、三 国際移住機関、である。

国際的な選挙監視活動とは、国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第三に掲げる国際機関（国際連合・国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの・国際的な選挙監視の活動に係る実績又は専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関で政令で定

めるもの——引用者)が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段により統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連合平和安全活動として実施される活動を除く。)をいう(第三条第四号)、である。

自衛隊員(自衛官)の武器の使用の例については、(1)派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員と共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、武器を使用することができ(第二五条第七項、宿营地共同防護業務における武器の使用)、(2)派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる(第二六条第一項、安全確保業務における武器の使用)、(3)派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる(第二六条第二項、駆け付け警護における武器の使用)、

となつてゐる。

次いで、「国際平和支援法」（「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」）によれば、国際平和共同対処事態——国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従ひ共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの——が生じたら、政府は、国際社会の平和及び安全の確保に資するために、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行う（第一条）。協力支援活動及び捜索援助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では、実施しないものとする。ただし、第八条第六項の規定により行われる捜索救助活動（既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができる——引用者）については、この限りではない（第二条第三項）、となつてゐる。

協力支援活動（諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう、同法第三条第一項第二号）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、「別表第一」に掲げるものとする（同法第三条第二項）。また、捜索救助活動（諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいう、同法第三条第一項第三号）は、自衛隊の部隊等が行うが、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、「別表第二」に掲げるものとする（同法第三条第三項）。

別表第一 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の一覧表

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。



別表第二 捜索救助活動を行う自衛隊が協力支援活動として行う  
自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の  
一覧表

備考	消毒	宿泊	通信	医療	整備	輸送	補給	種類
物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	内 容

自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供について、「武器」の提供はできないが、提供できる弾薬は、拳銃、小銃、機関銃など、他国部隊の要員の生命、身体の保護のために使用される武器に適合する弾薬<sup>(20)</sup>、ロケット弾、戦車砲弾、りゅう弾砲弾、クラスター弾、劣化ウラン弾も、法律上は提供できる<sup>(21)</sup>。輸送できる武器・弾薬は、核兵器、毒ガスなどの化学兵器を含む<sup>(22)</sup>、この世にある全ての兵器・弾薬である。戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備支援も可能となる<sup>(23)</sup>。

「国際平和協力業務」とその場合における武力の行使ができる根拠は、国際連合憲章に基づく集団的安全保障措置権である。

「集団的安全保障措置権」とは、国際

連合・安全保障理事会の決議に基づいて、各加盟国が、集団で、国際の平和と安全を維持又は回復するための軍事的活動を行うことができるとするものである(国際連合憲章第四二条)。

自衛隊は、集団的安全保障措置権を行使して制裁戦争を行うことのできる武力組織である。

かくして、日本国憲法を蹂躪して、国家は、法律を以て、新たに「集団的自衛権」の行使権を掌握し、また、自衛隊は、法律を以て、①個別的自衛権を行使して、他国からの侵害を排撃する自衛戦争ができる存在、②集団的自衛権を行使して、自国が攻撃を受けていないのに、他国を攻撃している国を自国を守るという名目で攻撃する(侵略する)侵略戦争ができる存在、③集団的安全保障措置権を行使して、国際の平和と安全を脅かす国や集団に制裁を加えて、国際の平和と安全を維持し又は回復する制裁戦争ができる存在、となった。このことは、自衛隊の名のまま、自衛隊が「軍隊」となったことを示している。

「第九条の二」に設置されている自衛隊とは、右の軍事活動をする軍隊としての自衛隊のことである。

第二に、「第九条の二」の「第二項」は、軍隊となった自衛隊が、在日米軍司令部の統制を受ける存在であることを明記している。

その「第二項」は、「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」と定めている。

前述の「『条文イメージ(たたき台素案)』 Q & A」は、その「第二項」の規定は、「シビリアン・コントロール(文民統制)」を定めたものであって、「自衛隊の活動が国会の承認その他の統制に服することとする『国会によるコントロール』の規定」である(三頁)と述べている。

注意しなければならないのは、「『条文イメージ(たたき台素案)』 Q & A」が、自衛隊の服する「その他の統

制」が無いもののようにして、「『国会によるコントロール』の規定」と言っていることである。

「国会の承認」と「その他の統制」とは別のものであるから、「その他の統制」とは何かが問題となる。「『条文イメージ（たたき台素案）』 Q & A」は、それについては、重大な問題なのに、黙っている。

「その他の統制」とは、国会以外の他の機関による自衛隊の統制という意味である。日本国憲法のもとでは、自衛隊の統制ができるのは、主権者国民の代表機関である「国権の（国家の主権を行使する）最高機関」としての「国会」（第四一条）のみである。それなのに、なぜ、国会以外の他の機関の統制を示唆する「その他の統制」を入れたのであろうか。

それは、二一世紀の「日米安全保障条約」体制の存在が関係していると考えられる。「日米安全保障条約」体制のもとでは、自衛隊は、常に、在日米軍の統制下にある。<sup>(24)</sup>

自衛隊の「自衛の措置」として実行される軍事活動は、当然、在日米軍の統制を受けるから、そのことを、「その他の統制に服する」と表現したのである。それ故、国会の承認がなくても、在日米軍（司令部）の命令によって、自衛隊の軍事活動が行われることが推測される。そうなれば、自衛隊は、正式のアメリカ御用軍となる。

『条文イメージ（たたき台素案）』 Q & A」は、そのことを隠すために、第九条の二・第二項は、「国会によるコントロールの規定」と偽ったのである。

「第九条の二」のような方式で自衛隊を憲法に明記すると、自衛隊は、自衛戦争も・侵略戦争も・制裁戦争も実行するアメリカ御用軍の大看板を得ることができる。

「日本国憲法改正案」は、それを行うために起草されたもので、「安倍改憲」は、それを先取りするものである。

「自衛隊の明記」に関する「安倍改憲案」は、自衛隊を二一世紀の「日米安全保障条約」体制を実行する対米従

属軍に昇格させようとするものである。

自衛戦争や侵略戦争や制裁戦争を実行できる及び自衛目的・侵略目的・制裁目的の武力による威嚇又は武力の行使を実行できる軍的自衛隊が憲法に明記されれば、「第九条」の「第二項」の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」は、転覆する。そうなれば、「第一項」の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」も、転覆する。結局、「第九条」は、「戦争の放棄」の放棄となり、「戦争の保障」に代ることになる。

軍的自衛隊が憲法に明記されると、次のことが起りうる。

先ず、軍的自衛隊は、合憲的存在となり、国家と社会での正当性を獲得する。軍的自衛隊と軍的自衛隊の活動に反対する個人と団体と政党は、異端(反正統)となつて、国家と社会からパージ(Purge 肅清)を受ける状況となる。

次いで、軍的自衛隊による戦争や武力による威嚇及び武力の行使は、合憲的存在となるから、それらの軍事活動を実行するために必要という理由で、例えば、軍的自衛隊員の犯罪を取り締ったり、軍的自衛隊に危害を加える人を取り締ったりする憲兵(軍事警察)の設置、軍的自衛隊に関係する事件を取り扱う非公開の軍事法廷及びそれに伴う軍事監獄の設置、軍的自衛隊を保護するための軍機保護法の制定が、可能となる。

或いは、国家による徴兵(兵役強制)・徴用(労働強制、例えば、医師・看護師の戦地への動員)・徴発(物品取り立て強制)が可能となる。

更に、戦費税・戦争国債・戦争預貯金・戦争募金も可能となる。

加えて、学校での軍事教育と軍事教練、社会での軍事訓練、大学・研究所での軍事研究が可能となる。その上、限りなき「軍拡」（軍事費と武器保有の拡大）が可能となる。戦死者を祀るための「靖国神社国営化」も可能となる。

軍的自衛隊が憲法に明記されることの到達点は、戦争と軍隊によって制限・剝奪されることのない国民主権とそれに基づく民主主義、基本的人権、地方自治、議会政治、司法権が、戦争と軍隊によって制限・剝奪されるそれらに転化することである。

#### 註

(1) 二〇〇六年六月三日付「朝日新聞（朝刊）」に全文掲載。

(2) 「地球的規模での協力のための日米同盟」を施行するために二〇一五年四月二七日に作成された「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」は、次のことを明記している（その全文を掲載した二〇一五年四月二八日付「朝日新聞（朝刊）」、防衛省編「平成28年版 日本の防衛——防衛白書——」・日経印刷株式会社・二〇一六年・四二〇—四二六頁を利用）。

(1) 平時から緊急事態までのいかなる状況にも対処しうる防衛協力体制を構築する。また、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるための防衛協力体制を構築する（Ⅰ 防衛協力と指針の目的）。

(2) 平時から緊急事態までのあらゆる段階における軍事協力体制を統制するアメリカ主導の「同盟調整メカニズム」（**第一図**）参照）を設置する（Ⅲ 強化された同盟内の調整）。

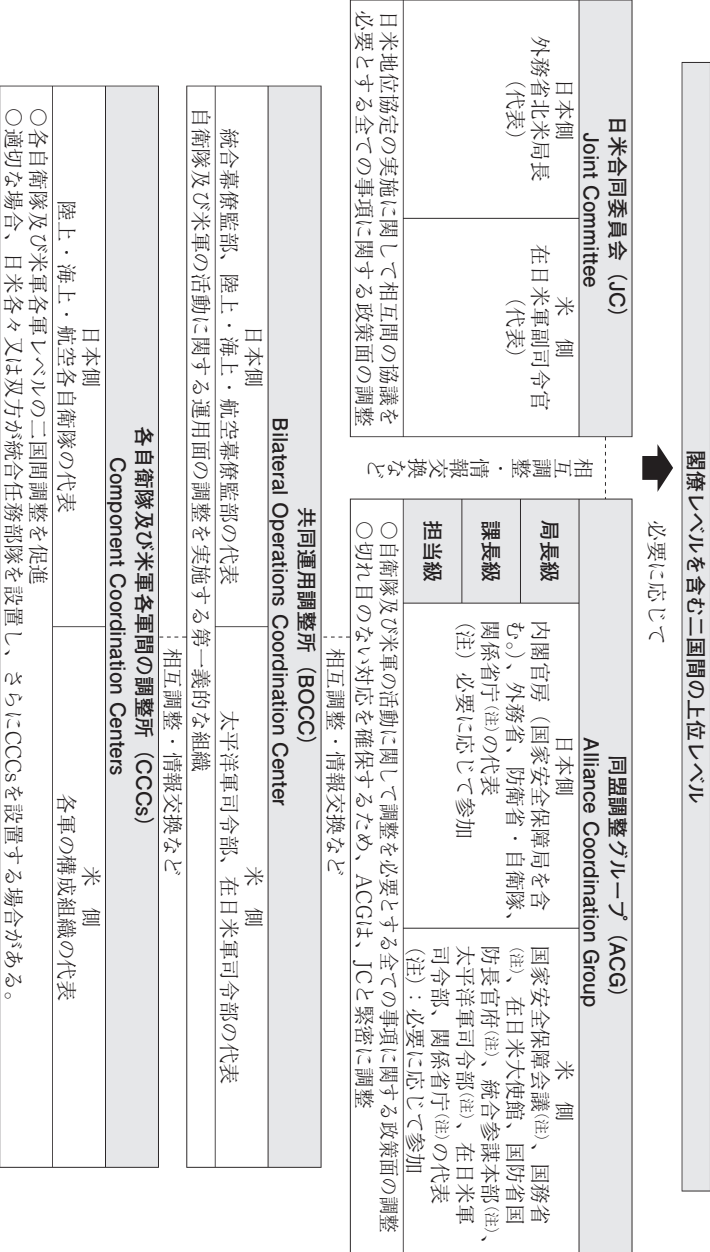
(3) 日本に対する武力攻撃が発生した場合、自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補充する

（Ⅳ 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、C 日本に対する武力攻撃への対処行動）。

(4) 米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する（Ⅳ 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動）。

(5) 自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及

第一図 2015年11月3日設置の同盟調整メカニズム (ACM) の構成



ACM：Alliance Coordination Mechanism

(出所) 防衛省編 「平成28年版 日本の防衛—防衛白書—」・日経印刷株式会社・2016年・246-247頁。

び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う

(Ⅳ 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)。

(6) 日米両政府の各々が、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加する。その場合、相互に及びパートナーと緊密に協力する (Ⅴ 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力)。

(7) 日米両政府は、宇宙空間及びサイバー空間における安全及び安定のために協力する (Ⅵ 宇宙及びサイバー空間に関する協力)。  
 (8) 日米両政府は、安全保障及び防衛協力の基盤の強化に取り組み。装備品の共同研究・開発・生産を行う。情報協力・情報共有を強化する。研究・教育機関間の交流を強化する (Ⅶ 日米共同の取組)。

(3) 帝国主義 (imperialism) とは、一般的には、他国と他国民族と他国人民を、侵略したり抑圧したり併合したりして、経済的政治的・文化的に支配・搾取・差別する思考と行動を示す概念であるが、現代の帝国主義とは、資本主義を基礎とし、その発展の中から誕生した帝国主義、つまり、「資本主義的帝国主義」(レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・レーニン全集第二十二巻・大月書店・三〇六頁) のことである。

資本主義的帝国主義としての帝国主義とは、一つの国において、歴史的に高度に発達して、「独占資本」を持つに至った資本主義が、①自国の国家と②自己の輸出商品・輸出資本を用いて、他国・他国民族・他国人民を、侵略したり抑圧したり併合したりして、経済的政治的・文化的に支配・搾取・差別する立場のことを言う。

「独占資本」とは、銀行資本と結合して、一つの産業分野において、その分野の「商品」(交換されることを目的にして生産される労働生産物)の五〇%以上→一〇〇%までを、生産したり、販売したりして、その産業分野を支配する巨大な一個または数個の資本(労働力を搾取る生産手段。この資本によって、生活物質のほとんどが商品として生産・販売される経済を、資本主義という)のことを指す。この独占資本の所有者・経営者層を、独占資本家層(独占ブルジョアジー)と呼ぶ。この独占資本家層が、現代資本主義国の支配者層となっている。

一般論としての帝国主義から、資本主義的帝国主義を理論化したのは、ヴェ・イ・レーニンであった。

レーニンの分析によれば、「アメリカとヨーロッパにおける、ついまたアジアにおける資本主義の最高の段階としての帝国主義は、一八九八―一九一四年ごろまでに完全に形づくられた。スペイン―アメリカ戦争(一八九八年)、イギリス―ボア戦争

(一八九九—一九〇二年)、日露戦争(一九〇四—一九〇五年)、一九〇〇年のヨーロッパの経済恐慌——これらが、世界史の新しい時代の主要な歴史的道標である(レーニン『帝國主義と社会主義の分裂』・レーニン全集第二十三巻・大月書店・一一三頁)。

資本主義は、歴史的には、「近代ブルジョア民主主義革命」(例えば、オランダにおけるスベイン(絶対君主・フェリペ二世)からの独立をめざした一五六八年→一五八一年の「ネーデルラント革命」(一五八一年七月二六日勝利)、イギリスにおける一六四二年→一六四九年の絶対君主(チャールズ一世)を処刑した「清教徒革命」(ピューリタン革命)。(一六四九年五月一九日勝利)と一六八八年の絶対君主(ジェームズ二世)を追放した「名誉革命」(一六八八年二月三日勝利)、アメリカにおけるイギリス(立憲君主・ジョージ三世)からの独立をめざした一七七五年→一七八三年の「独立革命」(一七八三年九月三日勝利)、フランス(絶対君主・ルイ一六世治下)における一七八九年の封建制度を否定した「大革命」(一七八九年八月四日勝利)など)の勝利以降、「資本の原始的蓄積『段階』」から、「産業革命」(歴史的には、一七六〇年にイギリス(一八三〇年にかけて)で始まり、フランス(一八三〇年から)・アメリカ(一八三〇年から)・ドイツ(一八四〇年から)などで一八七〇年までに)を経て、「産業資本主義『段階』」へ(一八九七年まで)と発展し、さらに、「産業資本主義『段階』」から「帝國主義『段階』」へと発展してきた。

帝國主義は、レーニンによれば、経済的には、「(1)独占資本主義」、「(2)寄生的な、または腐敗しつつある資本主義」、「(3)死滅しつつある資本主義(社会主義へ移行しつつある資本主義)」(前掲・レーニン『帝國主義と社会主義の分裂』・一一二頁、一一四頁)という標識を有する。また、それは、政治的には、「(1)全線にわたる政治的反動」、「(2)民族の抑圧」、「(3)領土併合」(前掲・レーニン『帝國主義と社会主義の分裂』・一一三頁、レーニン『帝國主義論ノート』・レーニン全集第三十九巻・大月書店・七二九頁)という標識を有する。

独占資本主義は、レーニンによれば、「(一)生産と資本の集積。これが高度の発展段階に達して、経済生活で決定的な役割を演じている独占体をつくりだすまでになったこと。(二)銀行資本が産業資本と融合し、この『金融資本』を基礎として金融寡頭制がつくりだされたこと。(三)商品輸出とは区別される資本輸出が、とくに重要な意義を獲得していること。(四)資本家の国際的独占団体が形成されて、世界を分割していること。(五)資本主義的最強国による地球の領土的分割が完了していること」(前掲・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝國主義』・三〇七—三〇八頁)という標識を有する資本主義である。かくして、帝國主義とは、レーニンによれば、「独占体と金融資本との支配が成立して、資本の輸出が顕著な重要性を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最強の資本主義諸国によるいつさいの領土の分割が完了した、そういう発展段階の資本主義である」



（前掲・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三〇八頁）。

次に、この帝国主義の発展については、独占資本主義の時代から（一八九八年―一九一四年から）、国家独占資本主義の時代（第一次世界大戦・一九二九年―一九四五年から）→多国籍企業型国家独占資本主義の時代（一九五七年（一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための「ローマ条約」調印）前後（アメリカの場合）―一九七〇年代（ヨーロッパ諸国の場合）―一九八一年（日本の場合）から今日）へと発展してきた。

国家独占資本主義は、独占資本主義の展開形態であり、帝国主義の（従って、資本主義の）最終段階であると考えられる。

国家独占資本主義は、「(1)『国家の独占資本への全面的従属』という形態をとった『国家と独占資本の全面的癒着』を基本的標識とし、(2)国家の経済過程への全面的介入とその統制」、(3)国家財政への独占資本の全面依存」、(4)最高度の腐朽性と寄生性」、(5)全線における最高度の政治的反動（反共産主義・反民主主義）」、「(6)社会主義への移行の経済的政治的イデオロギー（Ideologie観念形態）的条件の完熟化」という標識を有する独占資本主義である。

この国家独占資本主義は、高度に発達した資本主義を持つ国において、第一次世界大戦（一九一四年七月二八日―一九一八年一月一日）と一九二九年一〇月二四日から始まる「世界大恐慌」（一九三三年まで）を画期にして始まり、第二次世界大戦（一九三九年九月一日―一九四五年九月二日）によって進行化し、そして、第二次世界大戦後に普遍的現象となった。

国家の独占資本への「従属」は、各国において、次のような「方法」を用いて達成されている。

- ① 独占資本による政党・議員・高級官僚の買収
- ② 独占資本による企業への高級官僚の受入れ。独占資本による企業の職員の国家機関への出向
- ③ 独占資本の代表者による政府の「審議会」の占拠
- ④ 独占資本家や独占資本の代理人による国家機関（大統領、総理大臣、大統領府、内閣、議会、裁判所など）や自治体機関（首長、副首長、議会など）の占拠
- ⑤ 独占資本の政党とその活動の存在
- ⑥ 独占資本とその政府による公務員労働組合および民間企業労働組合の首脳部の買収
- ⑦ 独占資本の団体による政党・議員・高級官僚・国民の誘導
- ⑧ 独占資本によるマス・メディアの運営とマス・コミュニケーションの占拠

多国籍企業型国家独占資本主義とは、国家独占資本主義の段階にある資本主義国その国家独占資本主義から生まれた「多国籍企業」が、自国の経済、並びに、世界各国の経済と世界の経済を動かす時代の国家独占資本主義である。

多国籍企業 (multinational corporation) とは、基本的には、その国の独占資本が保有し、自国の国家権力の保護を受ける巨大企業が海外子会社を持つ親会社となり、当該親会社 (本社) とその親会社の管理・統制によって自国の親会社と一体となって活動する諸国の海外子会社・海外支店の総体 (国際的独占体) を指す。

アメリカ・ヨーロッパ諸国・日本等の独占資本が保有する多国籍企業は、報道や出版物を利用すれば、進出した国、とりわけ、その発展途上国において、その国の国家権力の直接的間接的保護のもとで、その国の資本・技術・市場・資源などを支配し、環境破壊 (大気汚染、水汚染、森林伐採など)、基本的な人権の侵害 (組合活動家の解雇、ストライキ参加を理由とする解雇、最低賃金さえ支払わない、セクシュアル・ハラスメント [sexual harassment 性的嫌がらせ]、残業手当不払い、食事抜き労働、退職金不払い、労働者殴打など)、政治干渉 (贈賄、献金、買収、政権打倒活動——例えば、アメリカの I T T (国際電信電話会社) のチリのアジェンデ政権に対するその成立 (一九七〇年一月三日) 阻止活動とその打倒 (一九七三年九月一日) 活動への参加——、ごり押し要求など)、文化破壊 (先住民抑圧・排除など)、難民やスラム・路上住民の創出などを行っている。

多国籍企業の形成は、歴史的には、一九五七年 (一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための「ローマ条約」調印) 前後 (アメリカの場合) 一九七〇年代 (ヨーロッパ諸国の場合) 一九八一年 (日本の場合) から、始まった。

二一世紀現代の「帝国主義」は、多国籍企業型国家独占資本主義を基礎とする「多国籍企業型帝国主義」である。それは、一つの国の歴史的に高度に発達して「国家独占資本主義」となった資本主義が、基本的に、植民地を求めずに、自国の国家と自己の輸出資本——「多国籍企業」を用いて、他国・他民族・他国人民を経済的政治的文化的に支配・搾取・差別する立場 (新植民地主義的立場) を言う。

「多国籍企業型帝国主義」の帝国主義イデオロギーは、グローバル化 (globalization) である。

グローバル化は、「資本」・「商品」・「サービス」・「労働力」・「投機マネー」・「情報」・「技術」などの国境を超える活動の自由化を志向する思考であり、「経済の地球規模化」と訳されている。

グローバル化は、アメリカの「多国籍企業」の世界的横行と「投資機関」 (銀行・証券会社・投資ファンドなど) による「投機」の世界的横行を正当化するために、つまり、アメリカによる世界経済の支配化を正当化するために、ソヴェト社会主義

共和国連邦の消滅（一九九一年二月三一日）を以てこがにして、一九九〇年代初頭にアメリカ発で主張された。

グローバルゼーションは、二つの要素で構成されている。

一つは、「ネオ・リベラリズム (neoliberalism)」（新自由主義）の要素である。その内容は、「多国籍企業」や「投資機関」の活動の自由を阻害するものは、すべて「悪」であり、各国は、自国に存在する多国籍企業や投資機関の活動を阻害する「規制」を緩和・撤廃し、或いは、利潤追求主義を拒否する「公共圏」を限りなく縮少し、自己責任の原則のもとで、自由競争によってすべての富の分配を決定しようとする「市場原理主義」が貫けるような体制を確立すべきであるとするものである。

そのもう一つは、「グローバル・スタンダード (global standard)」（世界標準）の要素である。その内容は、「ネオ・リベラリズム」に立脚して、世界各国は、アメリカの国家や多国籍企業や投資機関のもつ「資本」・「商品」・「サービス」・「投機」・「労働力」・「情報」・「技術」・「企業統治」・「企業会計」・「福祉」・「教育」などについての価値や基準や規制や体制を、「世界標準」として自国に取り入れるべきであるとするものである。

グローバルゼーションは、アメリカ帝国主義が他国帝国主義を束ねて、その総力で、グローバルゼーションによって生まれる世界中の反帝国主義勢力を支配・搾取・差別しようとするイデオロギーである。

(4) 「多国籍企業型帝国主義」は、帝国主義の「現代型」であり、帝国主義の最終形態であると考えられる。

(5) アフリカのジブチ共和国に自衛隊基地が建設され、二〇一一年六月一日より使用されている。

(5) 日本国憲法は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」（第九十六条第一項）と定めて、内閣の憲法改正権の保有を否定している。

佐藤 功「日本国憲法概説 全訂第五版」・学陽書房・一九九六年は、「第九六条に『発議』というのは、国民投票のために、その対象となる憲法改正案を国民に対して提案することをいうと解すべきであり、従って国会の議決の対象となる原案の発案権・提出権はどこにあるかについては第九六条は触れてはおらず、それを国会すなわち両院の議員のみに専属せしめているのではないと解される。」「また、第九六条の定める憲法改正手続の重点は、国民主権に基づく国民投票の制度にあるのであって、その原案の発案権・提出権の所在については、特に内閣を排斥する必要はないということもできよう、さらに、仮に内閣には発案権・提出権がないとした場合であっても、内閣を構成する内閣総理大臣は国会議員であり、その他の国務大臣の過半数は国会議員であるのであ

るから、国会議員たる資格において改正案を国会に提出することもできるのであるから、内閣に発案権・提出権を認めないとするこの実益は乏しいともいえよう。以上のような理由により、憲法改正案の原案の国会への発案・提出権は内閣にもあると解される」(五八五―五八六頁)と語る。

これに対して、樋口陽一『憲法 第三版』・創文社・二〇一〇年は、「内閣が発案権をもつかどうか」、「内閣総理大臣および過半数の国務大臣が同時に国会議員でなければならぬとする現行憲法の制度のもとで、一見、議論の実益のない問題に見えるが、内閣総理大臣および国務大臣たる者の、その資格における憲法尊重擁護義務の内容にかかわる点では、重要なちがいをもたらすものとなりうる。憲法改正という最も重要な場面での憲法条項の沈黙は、内閣の発案権を否定するものと解する」(七九頁)と語る。

(6) 二〇一七年五月三日付「読売新聞(朝刊)」の紙上において(内閣総理大臣官邸での四月二十六日のインタビュー発言)、また、改憲団体である「日本会議」が主導する「美しい日本の憲法をつくる国民の会」などが二〇一七年五月三日に開催した「第19回公開憲法フォーラム」に寄せた「ビデオ・メッセージ」において(例えば、全文を二〇一七年五月四日付「朝日新聞(朝刊)」・「毎日新聞(朝刊)」が掲載している)。

(7) 一九五四年一月二二日の衆議院予算委員会における鳩山一郎内閣(第一次)・大村清一防衛庁長官の答弁(「政府統一解釈」)。「第二十一回国会衆議院 予算委員会議録 第二号」・一頁。

(8) 一九五四年五月一三日の参議院法務委員会における吉田茂内閣(第五次)・佐藤達夫内閣法制局長官の答弁。「第十九回国会 参議院法務委員会議録 第三五号」・九頁。

(9) 一九七二年一月一三日の参議院予算委員会(吉田一郎内閣法制局長官から発表された田中角栄内閣(第一次))の「戦力についての政府見解」。「第七十回国会 参議院予算委員会議録 第五号」・二頁。

(10) 一九六〇年三月二十九日の参議院予算委員会における岸信介内閣総理大臣(第二次)の答弁。「第三十四回国会 参議院予算委員会議録 第二十一号」・一一頁。

(11) 一九五二年一月二五日の吉田茂内閣(第四次)による「戦力についての政府統一見解」。一九五二年一月二六日付「朝日新聞(朝刊)」。

(12) 一九五六年五月一八日の参議院内閣委員会における鳩山一郎内閣(第三次)・林修三内閣法制局長官の答弁。「第二十四回国会 参議院内閣委員会議録 第四十六号」・一四―一五頁。

(13) 二〇一四年七月一日の安倍晋三連立内閣（第二次）の「閣議決定」（「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）。例えば、防衛省編『平成26年版 日本の防衛——防衛白書——』・日経印刷株式会社・二〇一四年・三七六—三七八頁。

(14) 例えば、防衛省編『平成26年版 日本の防衛——防衛白書——』・二〇一四年八月刊に所収（三七六—三七八頁）。本稿での引用は、これによる。

(15) 一九七二年五月一二日の参議院内閣委員会における佐藤栄作内閣（第三次）・真田秀夫内閣法制局第一部長の答弁。「第六十八回国会 参議院内閣委員会会議録 第十一号」・一九頁。

(16) 田畑茂二郎『国際法 I（新版）』・有斐閣（法律学全集55）・一九七三年・三五〇頁。

(17) 例えば、前掲・田畑茂二郎『国際法 I（新版）』は、「集团的自衛権とは、ごく端的にいうならば、自国が直接攻撃をうけなくても、連帯関係にある他の国が攻撃をうけた場合、それを自国に対する攻撃とみなして反撃しうる権利をいう」（三五九頁）と述べている。アラン・プレ、ジャン・ピエール・コット共編（中原喜一郎・斎藤恵彦監訳）『コンメンタール国際連合憲章 上』・東京書籍・一九九三年は、国際連合憲章「第51条の名において、すべての国連加盟国は、武力侵略の犠牲国である他の国家を救うために武力行使に訴える権利をもつ。この権利（集团的自衛権——引用者）は、介入する国家はそれ自身が武力侵略の犠牲国である必要は必ずしもないと解釈された（侵略の犠牲国となった場合には、「個別的」自衛権を援用し、行動することができるであろう）。「ある国家は侵略を受けた国の要請、または同意なしに侵略を行った国に対して武力を行使することはできない」（九五五頁）と述べている。田岡良一『国際法上の自衛権 新装版』・勁草書房・二〇一四年は、「集团的自衛権は、組成国の一つに対して武力攻撃がなされたとき、この攻撃の直接の対象となっていない他の国々が、被攻撃国を守り、攻撃国に対して武力を行使する権利を指すというのが、普通の解釈である」（二五六頁）と述べている。

(18) 「ニカラガア事件」とは、ニカラガアを四三年間（一九三七年一月一日より）にわたって支配したソモサ一族の軍事独裁政治は、一九七九年五月二九日からの「サンディニスタ民族解放戦線」の攻撃を受けて、崩壊し、一九七九年七月二〇日、サンディニスタ政権が成立した。

サンディニスタ政権の成立後、親米勢力と親ソ連邦・キューバ勢力が対立し、アメリカに支援されたニカラガア亡命者が結成（一九八一年）した「ニカラガア民主勢力」（そのうちの武装勢力が「コントラ」）は、一九八三年三月から、武装活動を開始した。

ニカラグアは、内戦状態となった。

アメリカは、サンディニスタ政権を崩壊させるために、「ニカラグア民主勢力」を支援する一方、ニカラグアによるエルサルバドルの反政府勢力への支援をやめさせるという理由で、一九八四年二月から、ニカラグアの港に機雷を敷設し、或いは、ニカラグアの港・空港・石油貯蔵施設を攻撃した(一九八三年九月八日から)。

ニカラグアは、一九八四年四月九日、アメリカによるニカラグア侵略行為を国際法違反として、国際司法裁判所に提訴した。

アメリカは、同裁判所への答弁書において、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカをニカラグアの侵略から護るために、それらの国からの要請により、「米州相互援助条約」(第二十一条)と国際連合憲章第五一条(個別的・集团的自衛権)を行使したと主張した。

国際司法裁判所は、一九八六年六月二七日の判決で、「アメリカによって主張された集团的自衛権は正当化されない」と決定した。その判決の中で、集团的自衛権に関して、次のことが示された。

「裁判所は、一般的なものであるかまたは米州の法律制度に特有のものであるかを問わず、慣習国際法上、自らが武力攻撃の犠牲者であるときみなす国家による要請がない場合に、集团的自衛権の行使を許容するような規則は存在しないと認定する。裁判所は、攻撃の犠牲者たる国家が攻撃を受けたことを自ら宣言しておくべきだと言う要件に加えて、そのような国による要請という要件が加えられると結論する」。

波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所 判決と意見・第二巻(一九六四―一九三年)』・国際書院・一九九六年・二四七―二六五頁、二七一頁、二九四頁。

(19) 「平和安全法制整備法」を構成する一〇本の改定法は、次の通りである。

(1) 自衛隊法の一部改正。(2) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正。(3) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正(重要影響事態等に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律となる)。(4) 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正(重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律となる)。(5) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律の一部改正(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律となる)。(6) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正(武力攻撃事態等及び存立

危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律となる。(7)武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正。(8)武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正(武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律となる)。(9)武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律となる)。(10)国家安全保障会議設置法の一部改正。

「第百八十九回国会衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録 第二号」(平成二十七年五月二十六日)・二頁以下。

(20) 「第百八十九回国会 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第十三号」(平成二十七年八月二十六日)・二〇頁。

(21) 「第百八十九回国会 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第四号」(平成二十七年七月二十九日)・一八頁。「第百八十九回国会 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第七号」(平成二十七年八月四日)・四二頁。

(22) 「第百八十九回国会 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第八号」(平成二十七年八月五日)・一一頁。

(23) 「第百八十九回国会衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録 第十四号」(平成二十七年六月二十六日)・三九頁。

(24) 矢部宏治『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか」・集英社インターナショナル・二〇一六年が、この点を説明している。